

第7回阿蘇市議会会議録

1. 平成26年11月27日 午前10時00分 招集
2. 平成26年11月27日 午前10時00分 開会
3. 平成26年11月27日 午前11時04分 閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 淺 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 蔵

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 部 長	和 田 一 彦	市 民 部 長	佐 藤 菊 男
経 済 部 長	渡 邊 孝 司	土 木 部 長	伊 藤 繁 樹
総 務 課 長	高 木 洋	ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み
財 政 課 長	宮 崎 隆	水 道 課 長	丸 野 雄 司
住 環 境 課 長	阿 部 節 生	阿 蘇 医 療 セ ン タ ー 事 務 長	井 野 孝 文

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 寄 寛 二	議 会 事 務 局 次 長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

9. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 13 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 承認第 14 号 専決処分した平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 91 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 92 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 93 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 94 号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 95 号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 96 号 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 97 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 98 号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開会

開会宣告

○議長（阿南誠蔵君） おはようございます。

議員各位におかれましては、大変多忙な中、臨時議会を招集致しましたところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は 22 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 26 年第 7 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会致します。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を致します。

今期、臨時会の会議録署名議員は会議規則第 88 条の規定によりまして、14 番、高宮正行君、15 番、井手明廣君を指名致します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 2「会期の決定について」を議題と致します。

会期の日程につきましては、これより議会運営委員長が報告を致します。

議会運営委員長、井手明廣君。

井手君。

○議会運営委員長（井手明廣君） おはようございます。

議会運営委員長の報告を致します。

平成 26 年 11 月 20 日午前 10 時より、本臨時会の会期日程について審議を致しました結果、会期につきましては、本臨時会の付議事件が専決処分について 2 件、条例の一部改正について、及び人件費に伴う各会計からの補正予算について 7 件の合計 10 件であることから、会期を本日 1 日間と致しました。

次に、本臨時会における議案等の審議の方法であります。委員会付託を省略致しまして採決することと致しました。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について、ご報告を終わります。

なお、本日の臨時会終了後は、執行部の要請を受けまして全員協議会を開くことと致しました。ご出席の程を宜しくお願い致します。

以上で終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 会期の決定につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日間と決定を致しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（阿南誠蔵君） 日程第3、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

まず、提案の理由を説明をさせていただきたいと思いましたが、その前に阿蘇中岳火口のことについてご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。

一昨日以降、灰黒色の噴煙を断続的に噴出、小規模噴火を繰り返している阿蘇中岳第一火口の状況について報告をさせていただきます。

阿蘇中岳第一火口は活動活発化により、8月30日に噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在まで阿蘇火山防災会議協議会において、火口周辺の概ね1kmの範囲内の立ち入りを制限する一次規制を行っていましたが、11月25日午前小規模噴火を起こしました。福岡管区気象台火山監視情報センター、及び阿蘇火山防災連絡事務所は、昨日、平成7年3月以来の噴石も観測、ごく僅かではありますが火口縁100mまで上がり、火口カメラでは火災も確認をしたとのことです。

また、灰黒色の噴煙を1,000mほどの高さまで噴出、降灰は火口東側の波野地区から豊後大野市にかけ、また宮崎県五ヶ瀬町、山都町においても確認をしています。

併せて、火山性微動は消長を繰り返しながら大きい状態で継続、火山性地震、及び孤立型微動も多い状態で経過しているものと推定しています。

特記事項としては、火山灰の解析をした結果、マグマに含まれている物質が多くなっていることから、GPSを使った地殻変動においても変化が記録され、地下にマグマが蓄積されている可能性があり、火山活動はここ数年で一番活発になっている。長期化も予想されるが、いずれも噴火警戒レベル2の想定内の活動であるとのことであります。

長期化すれば、住民の皆様方、農林畜産関係の皆様方、商工観光業者の皆様方の心配と農作被害、また健康面の影響等が出てきますので、あらゆる影響に備えた体制づくりを各関係機関に協力を求め進めてまいります。

また、明日予定どおり阿蘇火山防災訓練は、噴火により山上広場において多数の死傷者が出たとの想定で、山上スキー場跡地を現地指揮本部とし行います。火山灰の中での訓練になりますが、自衛隊、警察、消防、日赤、行政等々それぞれの使命のもと、負託に沿うべく訓練を行い、万が一に備えるべきと考えます。

今後も引き続き、監視体制、連絡体制を強化し、市内外の皆様方へ十分な情報提供等を行

います。

今後も議員各位のご意見、ご指摘、力添えと、そして地域の被害報告等をいただきますことをお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは早速、提案理由の説明に入らせていただきます。

平成 26 年第 7 回阿蘇市議会臨時会、提案理由の説明。

承認第 13 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 26 年 8 月 11 日、阿蘇市内牧の国道 212 号（J A ガソリンスタンド付近）において発生した公用車（ほけん課所管の軽乗自動車）の対物事故について、同年 11 月 12 日に示談が成立、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき先決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 14 号「専決処分した平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本年 12 月 14 日に執行される第 47 回衆議院総選挙及び第 23 回最高裁判所裁判官国民審査に伴い、県委託金等を財源とし選挙関連経費を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,591 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 170 億 9,716 万 9,000 円と致しました。

議案第 91 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本件は、人事院勧告を尊重し、国家公務員に準じて世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた給料表の引き上げ及び民間の支給割合を考慮したボーナスの 0.15 月分の引き上げ並びに通勤手当等の改定を行う必要があるものであります。

議案第 92 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものであります。

既定の歳出予算の組み替えを致しましたので、歳入歳出予算総額について変更はありません。

議案第 93 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものであります。

既定の歳出予算の組み替えを致しましたので、歳入歳出予算総額について変更はありません。

議案第 94 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人

件費を補正するものであります。

歳入では、繰入金の一般会計繰入金を、歳出では、総務費の一般管理費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 54 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 42 億 1,826 万 3,000 円と致しました。

議案第 95 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものであります。

歳入では、繰入金の一般会計繰入金を、歳出では、総務費の一般管理費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 46 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 31 億 2,557 万 1,000 円と致しました。

議案第 96 号「平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものであります。

歳入では、繰入金の一般会計繰入金を、歳出では、総務費の一般管理費を増額しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 92 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 9,583 万 7,000 円と致しました。

議案第 97 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものであります。

収益的支出では、上水道事業費を 90 万円、簡易水道事業費を 30 万円増額し、収益的支出総額を 4 億 8,987 万 1,000 円と致しました。

議案第 98 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものであります。

既定の収益的支出予算の組み替えを致しましたので、予算総額について変更はありません。

以上、議案等 10 件（承認 2 件、議案 8 件）を本日上程致しますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終わりました。

お諮り致します。

本臨時会に付託されました事件につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委

員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本臨時会に付託された事件については、委員会の付託を省略することに決定致しました。

日程第4 承認第13号 専決処分の報告について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第4、承認第13号「専決処分の報告について」を議題と致します。

ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、承認第13号「先決処分の報告について」ご説明をさせていただきます。

議案1ページ、それから2ページになります。

本件は、平成26年8月11日、阿蘇市内牧、国道212号（JAガソリンスタンド付近）において発生致しました、ほけん課所管の公用車の対物事故によるものの専決処分の報告についてでございます。

2ページの専決処分書をお願い致します。

本年8月11日、阿蘇市内牧の国道212号（JAガソリンスタンド付近）において発生いたしました公用車の対物事故における損害賠償の額と、それに伴う和解事項を次のとおり決定致しましたものです。

1. 和解の相手

甲、ここに記載のとおりでございます。

2. 事故の詳細

平成26年8月11日午後0時35分頃、阿蘇市内牧の国道212号（JAガソリンスタンド付近）におきまして、ほけん課職員の運転する車両が南方向へ走行中、センターラインを越えて走行してきました甲の運転する車両に衝突をされたものです。

3. 損害賠償の額

市の損害額25万9,146円のうち、甲は市に同額を支払う。甲の過失割合は10割、市の過失割合は0でございます。

4. 和解事項

市は、甲より25万9,146円を受領後には、その余の請求を放棄するとともに、上記金額以外にも何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求および訴の提起を行わないことを確認する。

以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより、承認第13号を採決致します。
承認第13号は承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。
従って、承認第13号は承認することに決定致しました。

日程第5 承認第14号 専決処分した平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第5、承認第14号「専決処分した平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました、別冊1になりますが、承認第14号、専決処分した平成26年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）についてご説明を致します。

本予算案につきましては、11月21日の衆議院の解散を受けまして、12月14日に総選挙の投開票が実施されます。それに伴いまして、緊急に予算を計上する必要があります。

そのことから、同日11月21日付けで専決処分をさせていただきました。

別冊1の1ページ目をお願い致します。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,591万7,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を170億9,716万9,000円と致しております。

4ページをお願い致します。

歳入になります。

款15県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金、節4選挙費委託金、衆議院議員総選挙費の委託金を1,591万7,000円を計上致しております。

5ページをお願い致します。

歳出になりますが、款2総務費、項4選挙費のうち、目9衆議院議員総選挙費の執行経費の各項目を今回、総額1,606万4,000円計上致しております。

6ページの一番最後をお願い致します。

今回、財源調整のため、予備費を14万7,000円減額致しております。

以上、承認第 14 号、専決処分した一般会計補正予算につきまして、ご審議の程よろしくお
願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 14 号を採決致します。

承認第 14 号を承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、承認第 14 号は承認することに決定致しました。

日程第 6 議案第 91 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 6、議案第 91 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、議案第 91 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例
等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

提案理由の説明でございますが、議案集の 19 ページをお願い致します。

本件は、人事院勧告を尊重し、国家公務員に準じて世代間の給与配分の観点から若年層に
重点を置いた給料表の引き上げ及び民間の支給割合を考慮したボーナスの 0.15 月分の引き
上げ並びに通勤手当等の改定を行う必要があるというものでございます。

条例の改正の内容につきましては、20 ページからの新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、条例の第 1 条、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例でございます。

第 11 条、通勤手当、この各項目につきまして適用日が異なってまいります、この通勤手
当につきましては、平成 26 年の 4 月 1 日に遡及して適用することになります。

通勤手当の額が、表にありますように引き上げられております。

まず、自動車等の使用につきまして、2 k m 以上 5 k m 未満につきましては、現状どおり
2,000 円でございます。それから、5 k m 以上 10 k m 未満が、100 円引き上げられまして 4,200
円。10 k m 以上 15 k m 未満が、6,500 円が 7,100 円。それから、15 k m 以上 20 k m 未満が、

8,900円が1万円に。それから、20km以上25km未満が、1万1,300円が1万2,900円。それから、25km以上が、1万3,700円が1万5,800円に、それぞれ引き上げるものがございます。

それから、その次の勤勉手当でございます。

これは、ボーナスのことでございますが、これにつきましては、交付の日から適用されることとなります。

21ページお願い致します。

改正の内容でございますが、これまで100分の67.5月だったものが、100分の82.5に引き上げられるものがございます。これで0.15月分、勤勉手当を引き上げるという改正内容になります。

それから、同じ内容でございますが、特定幹部職員にあっては、ということで87.5を102.5に引き上げるものがございます。

それから、再任用職員につきましても同様に、率の引き上げが行われるものがございます。

次に、21ページの表でございます。

これは、職員の給料表になりますが、人事院勧告に基づきまして、平均0.27%率が引き上げられております。この表につきましては、平成26年の4月1日に遡及して適用されることになっております。

飛びまして、27ページをお願い致します。

第2条、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例についてでございます。

これは、第2条につきましては、平成27年の4月1日、来年の4月1日から適用されるものがございます。

まず、単身赴任手当、現状、月額2万3,000円のもの3万円に引き上げられます。

それから、交通距離を考慮するというところで、4万5,000円を上限としているものが7万円に引き上げられるものがございます。

ただし、現在、この単身赴任手当を支給されている職員はおりません。

それから、次の管理職員特別勤務手当、これにつきましても、来年の4月1日適用分でございますが、管理職員が週休日、或いは祝日、年末年始等に勤務した場合には、手当を支給するというような内容でございます。第2項が追加されております。

この内容でございますが、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午前、夜中の零時から午前5時までの間に勤務した職員にあっては、管理職特別勤務手当を支給するというような規定が追加されております。

その金額につきましては、28ページでございますが、1回について6,000円を超えない範囲内で規則で定めるということになっております。

ただし、この管理職員特別勤務手当につきましても、現在、阿蘇市では運用はしておりません。基本的には、代休ということで処理しておりますので、この特別勤務手当については適用しておりません。

次に、時間外勤務手当等に関する規則の適用除外という、第18条の規定でございます。

これにつきましては、現在まで再任用職員については、単身赴任手当を支給しないという
ような条例になっておりましたけれども、今回の改正で単身赴任手当が発生する場合には、
再任用職員にも支給するというような内容でございますが、先ほど申しましたように、単身
赴任手当の支給者はおりません。

それから、第 20 条、勤勉手当、これにつきましては、平成 27 年の 4 月 1 日適用になりま
す。

先ほどの条例で、一旦引き上げておりますけれども、来年の 4 月 1 日以降は、ちょっとまた
率が変わるというような複雑なかたちになっておりますが、来年の 4 月以降は、現在、さっ
きの改正で 100 分の 82.5 と改正したものを、100 分の 75 に戻すようなかたちになります。

同じような改正が、再任用職員にもされるところでございます。

次に、第 3 条、阿蘇市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の改正でございます。

28 ページの下の方になります。

これは、この給与の特例、第 7 条の規定につきましては、26 年の 4 月 1 日に遡及して適用
されるものでございます。

これにつきましては、一般職の職員と同じように給与の月額が引き上げられる改正になっ
ております。

それから、第 8 条、これにつきましては、これもボーナスの規定でございますが、これに
つきましても、一般職と同じように交付の日から率の引き上げがされるものでございます。
これにつきましては、0.175 月引き上げられるかたちになります。

それから、第 4 条、阿蘇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正でございます。

これにつきましても、さっきの一般職と同じように一回引き上げましたけれども、来年の
4 月 1 日には、また引き下げるといようなかたちになっております。

次に、30 ページをお願い致します。

阿蘇市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例でございます。

これにつきまして、今までの条例では、再任用職員につきましては、単身赴任手当は支給
しないという内容になっておりますが、今回の改正によりまして、単身赴任手当を支
給するといようなかたちになります。

ただし、単身赴任手当を支給している職員は居ないという内容になっております。

以上、簡単でございますが、説明させていただきました。

ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） ただ今の 91 号について、詳しく説明がありましたけれども、今、部
長からも触れられましたけれども、来年 4 月からは、また給料が下がるとなっております。
全国的にみると、平均 2% 下がるということですが、一般職が都会の方々については、
地域手当ということでカバーするらしいです。

しかし、熊本県とか高知県は、それに同意してないということで、極端にいうと一般職の給料が下がるんじゃないかと心配しております。そういうことで、給料が下がらないようにしてほしい、民間にも影響しますので。ということと、地域手当というのはどういうものを質問致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

先ほど、河崎市議の方から4月以降、職員の給与が下がるというような発言がありましたけれども、今回、上程させていただきましたのは、まず平成26年、今年の4月1日の給料をまず定めさせていただいております。

27年4月1日以降の給料につきましては、当然、給与が下がるということは組合との協議も必要になってきますので、組合との調整がつき次第、議会の方にお諮りをしたいというふうに考えております。

また質問の中で、地域手当についてご質問をいただいております。

地域手当につきましては、現在、阿蘇市の条例の中で6つの区分に分けております。

1級地、1級地というのが18%給料が上がる分になっております。

例えば、阿蘇市の職員、今実際2名、東京の方に出向しております。その2名の職員につきましては、こちらの給料、物価、生活に必要なものその部分と、東京で暮らす部分、若干差がありますので、本来の給料に18%地域手当ということで、上乘せして支払うようにしております。

国家公務員につきましても、国家公務員、日本、北は北海道から南は沖縄になりますけれども、それぞれ地域によって物価バランスが違うかと思っております。

基本となる給料を決めておいて、1級地から6級地、4月1日以降になりますと、1級地から7級地に分かりますけれども、その生活地に応じて、給与を手当として支給するような制度になっております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 20ページの通勤手当ですが、それなりの金額になると思いますが、アからカまで、大体、人数は分からないにしても、おおよその割合とかいうのは分かりませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 議案集の20ページ、アの部分ですね。

2k mから5k mまでの職員、現在88名になってきております。

その次のイ、5k mから10k mまでの職員が現在86名です。

ウの10k mから15k mが55名。

エの15k m以上から20k m未満が22名。

20k m以上25k m未満の職員が6名。

25km以上の職員が32名になっております。

直近の数字で拾ってまいりましたが、多少あるかと思いますが、大きな差はないと思いますのでお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） お尋ね致します。

16番、川端です。

今度の給料引き上げについては、新聞やら見ると、県内でも国の人事院勧告に準じて引き上げている所と、熊本県の人事委員会の勧告に基づいて給与の引き上げがあっている所がありますが、その違いがどの程度あるのか第1点。

それから、地域と言いますが、どういうところを地域というのかという点を、田舎だけが地域手当がないのか都会だけなのか、その地域について、その2点お尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今、川端市議の方から、今回の国の人事院勧告、また熊本県の人事委員会が出した勧告、実際、違っております。

九州内で見ますと、熊本県だけが独自の勧告ということで0.44%アップ、その他の県につきましては、熊本県以外の他の県につきましては、国家公務員の人事院勧告に基づいて0.27%のアップになっております。

熊本県内、各市を見ても、実際ばらつきがあります。

国の人事院勧告に基づき実施している市が、熊本市を除く13市のうち6市が国の人事院勧告に基づいております。

また、熊本県の人事委員会勧告、国よりもちょっと率のいいやつですね、それに倣ってる分が13市のうち7市になります。

熊本市だけは、独自の給与表ということで、別の給与表を設けているようにしております。

あと、阿蘇郡市内の状況、新聞の中でも各それぞれ臨時会等開催されておりますけれども、市町村のうち阿蘇市のみが、熊本県ではなくて国の人事院勧告に基づいて対応するようにしております。

あと、地域の取り扱い解釈につきましてはですけども、私たちは阿蘇市の職員ということであります。当然、阿蘇市の職員というのは、阿蘇地域の阿蘇市内の民間の企業、そういったあたりを当然、参考にすべきというふうに思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

はい、総務課長。

○総務課長（高木 洋君） すみません、回答がもれておりました。

地域手当の等級地ですけども、今の条例の中では、1級地から6級地まで分かれております。

1級地というのは、6大都市と言いますが大きな都市、今のところ18%加算。

一番小さいのが、3%になってきております。

率的に言いますと、1級地が100分の18、その下2級地になります100分の15、3級地が100分の12、4級地が100分の10、5級地100分の6、6級地が100分の3というふうになっております。

熊本県は、この地域手当の対象地域には入っておりません。

九州内では、福岡市、北九州市、長崎市が、この地域手当の支給対象地域になっております。

以上になります。

○議長（阿南誠蔵君） 他に。

はい、川端君。

○16番（川端忠義君） 同じ県内でも、熊本市は特別と思いますけど政令指定都市、あとの市町村については大きく変わらないと思いますけど、阿蘇だけが民間の賃金が安いということにはならないと思いますが、その辺はどのように、例えば、昨日の新聞だったですかね、小国町は熊本県の人事委員会の勧告に準じてやったと、給与の改正を行ったということですが、その辺どう検討されているかということです。

○議長（阿南誠蔵君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問でございます。

国の人事院勧告を尊重するのか、或いは熊本県の人事委員会の勧告を尊重するのかということでございますが、先ほど説明がありましたように、熊本県内の市、各市においても、その対応は2つに分かれております。ほぼ、半分半分というようなかたちでございます。

ただ、阿蘇市としては、これまでずっと国の人事院勧告に準じた給与改定等を行ってきたというような経緯等がございますので、今回だけ熊本県の人事委員会の勧告に準じるというのは、今までの経緯からすると少し整合性が落ちるのかなというような部分もあります。

それから、やはり国からすれば、こういったものに対するペナルティ等はないというような話でありますけども、やはり地方交付税の積算の中には、国家公務員の給料表に準じた人件費の積算がされると思いますので、何かしらのかたちで影響あるのかなというふうに思っておりますので、そういった影響を極力減らすために、今回の場合は、国の人事院勧告に基づいた給与改定を行うということで、職員組合とも合意したところでございます。

以上になります。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に意見がないようですので、議案第91号に対する質疑を以上で終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 91 号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 92 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 7、議案第 92 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました、別冊 2 になります。

平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明を致します。

今回の補正につきましては、阿蘇市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い人件費を計上致しております。

5 ページをお願い致します。

歳出になります。

各費目、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費を計上させていただいております。

全て人件費でございますので、費目ごとの説明は省略させていただきますが、8 ページをお願い致します。

8 ページの款 3 民生費、項 1 社会福祉費、そのうち目 1 社会福祉総務費の節 28 繰出金 54 万 8,000 円、それと次の 9 ページの目 4 老人福祉費の節 28 繰出金 46 万 8,000 円、次の目 9 後期高齢者医療費の節 28 繰出金 92 万 8,000 円。これにつきましては、それぞれ国保特別会計、介護特別会計、後期高齢者特別会計への給与費等の基準内操出しというかたちで、一般会計からの操出しというかたちになります。

最後の 17 ページをお願い致します。

款 13 予備費でございますが、今回の財源につきましては、全て予備費より充当致しましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上、議案第 92 号、阿蘇市一般会計補正予算につきまして、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 92 号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 93 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 8、議案第 93 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（阿部節夫君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきます、議案第 93 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」説明致します。

別冊 3 をお願い致します。

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものであります。

予算書の 4 ページをお願い致します。

予算書 4 ページの歳出の欄でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 2 維持管理費の人件費、ともに款 2 事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費の人件費をともに増額補正しております。

続きまして、5 ページの款 4 予備費でございます。

これらの補正に伴う財源としまして、予備費から 46 万 4,000 円を減額致しております。

その上の欄、款 3 公債費でございますが、これらの補正に伴いまして 38 万 2,000 円の財源の変更を行ったものでございます。

既定の歳出予算の組み替えを致しておりますので、歳入歳出予算総額についての変更はございません。

以上、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 93 号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 94 号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 9、議案第 94 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 94 号、予算書は別冊 4 でございます。

平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算、今回の補正は第 4 号でございます。

予算書の 1 ページでございますが、今回は、先ほど財政課長から一般会計の方で説明がありましたとおり、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い人件費を補正するものでございます。

歳入歳出それぞれ 54 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 42 億 1,826 万 3,000 円と定めております。

予算書の 4 ページをお願い致します。

歳入、及び歳出でございます。

歳入につきましては、款 10 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。人件費に当たる分 54 万 8,000 円を増額としております。

歳出につきましても、右の説明にありますとおり同額の 54 万 8,000 円を、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費分増額としております。

以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 94 号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 95 号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 10、議案第 95 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 95 号、別冊 5 でございます。

平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算、今回の補正は第 3 号でございます。

こちらにつきましても、国民健康保険の特別会計と同様でございます。

阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う人件費の補正でございます。

今回は、歳入歳出それぞれ 46 万 8,000 円を追加致しまして、歳入歳出それぞれ 31 億 2,557 万 1,000 円と定めております。

予算書の 5 ページをお願い致します。

歳入でございますが、こちらにつきましても、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金と致しまして、目 3 その他一般会計繰入金 46 万 8,000 円を、職員の給与等分と致しまして増額しております。

次の 6 ページでございますが、歳出につきましては、同額 46 万 8,000 円を増額としております。

以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 95 号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 96 号 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 11、議案第 96 号「平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 96 号、別冊 6 になります。

平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、今回の補正は第 3 号でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ 92 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,583 万 7,000 円と定めております。

今回の補正につきましても、人件費を補正するものでございます。

予算書の 4 ページ、5 ページをお願い致します。

4 ページ、歳入につきましては、92 万 8,000 円を、款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金として増額をしております。

次の 5 ページです。

歳出につきましては、92 万 8,000 円の同額を右の説明のとおり、職員分の給与等として増額をしております。

以上でございます。

ご審議の程、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 96 号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 97 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 12、議案第 97 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題と致します。

水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） ただ今議題としていただきました、議案第 97 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」でございます。

別冊 7 でございます。

今回の補正は、第 3 号でございます。

説明を 3 ページで行いたいと思います。

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴いまして、人件費を補正するものでございます。

1 の収益的支出、款 1 上水道事業費、項 1 営業費用、目 1 総係費を 90 万円補正を致しまして、1 億 8,621 万 8,000 円としております。

それから、款 2 簡易水道事業費につきましても、項 1 営業費用、目 1 総係費を 30 万円補正致しまして、4,648 万 8,000 円といたしたところでございます。

以上、収益的支出の合計を既定の 4 億 8,867 万 1,000 円に、今回の補正 120 万円を補正致しまして、合計で 4 億 8,987 万 1,000 円といたしたところでございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 97 号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 98 号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 13、議案第 98 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題と致します。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、議案第 98 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」ご説明をさせていただきます。

別冊 8 をご覧下さい。

開けて 1 ページでございますが、本予算は第 3 号補正でございます。

当初予算第 3 条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正させていただいております。

第 1 項医業費用ですが、16 億 9,659 万 3,000 円を 48 万円減額致しまして、16 億 9,611 万 3,000 円、第 3 項特別損失を 5 億 6,926 万 5,000 円から 1,030 万 8,000 円減額し、5 億 5,895 万 7,000 円、第 4 項予備費 525 万 3,000 円に 1,078 万 8,000 円増額し、1,604 万 1,000 円ということで組み替えをさせていただきましたので、病院事業費用と致しましては 23 億 2,613 万 5,000 円ということで、予算総額の変更はございません。

詳細につきましては、6 ページをお開け下さい。

今回の条例の制定に伴いまして、人件費の調整をさせていただきました。

給与費の中には、職員の給料、手当、法定福利費等を含んでおりますが、給与費総額と致しましては 10 億 6,884 万 5,000 円から 48 万円を減額し、10 億 6,836 万 5,000 円とさせていただきます。

それぞれの変更の詳細は、備考欄の方をご覧いただければと思いますが、7 ページをお開け下さい。

款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費、節 20 法定福利費でございますが、額の確定に伴いまして、備考欄のとおり、それぞれに減額をさせていただいておりますが、一番最後のところの退職者特別負担金でございます。例年、定年退職者、勸奨退職者、それぞれ確定致しまして、補正予算で予算計上させていただいておりますので、今回ここで 1,948 万 9,000 円を計上させていただきました。

次に、項 3 特別損失でございますが、目 2 その他特別損失、節 2 手当等ということで 1,030 万 8,000 円減額させていただきました。

これにつきましては、企業会計独自の調整ということで、前年度賞与関連費相当額ということで、前年、平成 25 年 12 月から平成 26 年 3 月の 4 月分の賞与を支払っておりますが、その部分の精算をした結果と致しまして、今回 1,030 万 8,000 円の減額が生じたということでございます。

ということで、項 4 予備費で財源調整をさせていただきまして、収益的支出合計につきましては 23 億 2,613 万 5,000 円ということで増減はございません。

以上、説明は終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 事務局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 7番、河崎です。

単純な質問ですけれども、一般的な条例に改正する増額に今までなっておりましたけれども、病院の方は△というふうになっております。

他の△で節の部分で、大体意味は分かりますけれども、7ページ、准看護師の手当が△になっております、減額。事務員手当がやっぱり減額になっておりますけれども、これ10と11、准看護師と事務員手当は、どうしてマイナスになるのかを説明していただきたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問でございますが、今回ですね条例の制定に併せて、人員の増減とか、併せてその調整ということで、当初予算計上時の准看護師の人数、或いは事務員の人数、それが減っておりますので、当然、手当関係も今回こういうかたちで減額が生じたということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 今の河崎議員の質問について、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、要は個人個人の給与は上がったけども、予定してた人員よりも結果的には少なかつたから減ったということですか。

例えば、医師とか看護師とか予定してた方々よりも人数が少ない、或いは働いた時間が短い、そういったことになるんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答え致します。

26年度の当初予算につきましては、例年予算作成が前年の12月とか翌年の1月とかそういう時期で当初予算を作成させていただきますので、その時ですね次年度の採用予定数とかも加味しながら、当然、策定させていただく訳なんですけど、今回、先ほどご質問がありました准看護師については1名の減だったと。事務員についても2名の減だったということが生じておまして、医師、医療技術員については増員になっておりますが、そういった関係で、条例改正の分は当然、条例改正の分と致しまして反映させていただきましたが、これから年度末を迎えるにあたって、今回、手当関係も見直しをさせていただいた場合、これだけの予算については不要が生じるということで、今回減額をさせていただいたということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

なければ、議案第98号に対する質疑は以上で終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

平成26年第7回阿蘇市議会臨時会を閉会致します。

お疲れ様でございました。

午前11時04分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員